動機の錯誤　一元的構成説を擁護しよう

一元的構成説

錯誤とは、真意（錯誤がなかったならば有したであろう意思）と表示行為の不一致のことをいい、動機の錯誤についても他の類型の錯誤（表示上の錯誤、内容の錯誤）と区別することなく、動機の表示の有無にかかわらず、９５条の適用を認めるべきである。ただ、95条の錯誤無効を主張するには相手方の悪意と過失を有するという説である。

擁護する理由

・表示主義理論の立場からは動機と内心的効果意思とは質的に区別されるべきものではない。それゆえ、９５条から同期の錯誤のみ排除すべきでない。

・判例では動機が表示されているときには動機の錯誤も配慮されるとするが、他の錯誤も取引の安全を害する点では同じであるから動機の錯誤だけ表示を要求し、他の錯誤に要求しないのでは一貫しない。

・判例上錯誤が問題とされた事案のほとんどは動機の錯誤の事案であり、これを他の錯誤と区別して取り扱おうとすれば、95条の実効性は著しく狭められる。

・動機の錯誤が「錯誤」にあたるとしても他の錯誤と同じように無効主張が認められるためには種々の要件を必要とするから、無効を認めすぎることにはならない。よって取引の安全が害されることはない。

しかし反対に動機と意思は区別して取り扱われるべきだとする説もある

動機錯誤否定説

95条にいう錯誤は意思と表示の不一致の場合に限られ、動機の錯誤は含まれない。動機は表意者個人の問題にすぎないから、錯誤があったとしてもそれから生ずる危険は表意者自身が負担するべきであるとする説

動機表示錯誤説

動機は意思の内容ではないから、動機に錯誤があっても考慮されない（意思表示の効力に影響を与えない）という基本を維持しつつ、標示意思の当事者がその動機を表示して意思表示の内容になっている場合ならば考慮されるとする説

だが、動機と意思は要求から行動に向かう同質の連続的な心理的意識状態であって、現実においては区別することは不可能である。よって、動機の錯誤の解釈としては一元的構成説をとるのが一番妥当である。